

分野	4	通番	1
法律名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第100条	第1項	×	
第105条		×	
第108条	第1項	×	
第108条	第2項	×	
第109条	第1項	×	
第109条	第2項	×	
第117条	第1項	×	
第120条	第4項	×	
第120条	第5項	×	
第127条	第4項	×	
第128条	第2項	ア	
第131条	第1項	×	
第131条	第2項		準用規定
第131条	第3項		準用規定

分野	4	通番	2
法律名	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第8条		×	
第10条		×	
第11条	第4項		準用規定
第12条	第2項	×	
第13条	第2項	×	
第22条	第2項	×	
第22条	第3項	×	
第24条	第2項	×	
第25条	第2項	×	
第25条	第4項		準用規定
第26条	第4項	×	
第27条	第2項	ア	
第28条	第2項	×	
第28条	第4項	×	
第29条	第1項	×	
第29条	第4項	×	
第29条	第6項	×	
第29条	第7項	×	
第30条	第4項	×	
第44条	第1項	×	第52条で準用

分野	4	通番	3
法律名	遺失物法(平成十八年法律第七十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条		ア		
第6条		i		
第7条	第1項	i		
第7条	第2項	i		
第7条	第4項	i		
第7条	第5項	i		
第8条	第1項	iv	e	
第8条	第2項	x		
第9条	第3項	i		
第11条	第1項	x		
第13条	第2項			準用規定
第18条				準用規定
第28条	第3項	iii		
第37条	第2項	x		

分野	4	通番	4
法律名	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条		i, iii	
第6条	第1項	i, iii	
第7条		i, iii	
第8条		i, iii	
第9条	第1項	i, iii, iv	a,e
第9条	第2項	i, iii, iv	a,e
第9条	第3項	i, iii, iv	a
第11条	第2項	iii, iv	a
第11条	第3項	iii	
第11条の2	第12項	iii	
第12条の2	第2項	iii, iv	a
第12条の2	第3項	iii, iv	a
第12条の4	第2項	iii, iv	a,e
第12条の4	第3項	iii, iv	a,e
第12条の4	第4項	iii	
第12条の4	第5項	iii, iv	a
第12条の5		i, iii, iv	a,e
第14条	第1項	i, iii	
第15条	第1項	iii	
第16条	第1項	i, iii	
第17条		i, iii	
第17条の2	第1項	i, iii	
第17条の2	第2項	iii, iv	a,e
第18条		i, iii	
第19条	第1項	i, iii, iv	a,e
第19条	第2項	i, iii, iv	a,e
第19条	第3項	i, iii, iv	a,e
第20条	第5項		準用規定
第24条の2	第3項	i, iii, iv	a,e
第24条の2	第4項	i, iii, iv	a,e

分野	4	通番	4
法律名	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第24条の2	第5項	i, iii, iv	a	
第27条	第2項	i, iii		
第27条	第3項	i, iii		
第30条の2	第1項	iii		
第30条の2	第2項	iii		
第30条の2	第3項	iii		
第30条の3	第3項	iii		
第30条の3	第4項	iii		
第30条の5	第1項	iii, iv	a	
第30条の5	第2項	iii, iv	a	
第30条の5	第3項	iii		
第30条の7	第1項	iii, iv	a, e	
第30条の7	第2項	iii, iv	a	
第30条の7	第3項	iii, iv	a	
第30条の7	第7項	iii, iv	a	
第30条の7	第8項	iii		
第30条の7	第9項	iii, iv	a	
第30条の11	第1項	iv	d	
第30条の11	第2項	iv	d	
第30条の14	第1項	x		
第30条の14	第3項	iv	d	
第30条の23	第3項	ア		
第30条の26	第1項	iv	d, e	
第30条の26	第2項	x		
第30条の27	第3項	iv	d	
第30条の29	第1項	iii		
第30条の30	第1項	iii		
第30条の33	第1項	iii		
第30条の37	第2項	iii		
第30条の38	第2項	iii		
第30条の40		iii		
第30条の44	第3項	iii		
第33条	第1項	iii, iv	f	
第33条	第3項	iii, iv	e, f	

分野	4	通番	4
法律名	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第34条	第4項	ア	
第34条の2	第2項	ア	
第36条の2	第1項	i , iii	

分野	4	通番	5
法律名	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条の3	第1項	v	
第2条の3	第2項	x	
第2条の3	第4項	x	
第3条	第1項	x	
第3条	第4項	x	
第7条		ウ	
第8条の2	第1項	v	

分野	4	通番	6
法律名	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第14条	第4項	ア	
第14条	第5項	v	

分野	4	通番	7
法律名	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条	第3項	vi	
第14条	第2項	ア	
第17条	第3項		準用規定

分野	4	通番	8
法律名	売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第34条	第4項	v	

分野	4	通番	9
法律名	国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	vii	
第8条	第4項	vii	
第14条	第2項	vii	
第18条	第6項	vii	

分野	4	通番	10
法律名	国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律(平成十九年法律第五十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条		vii		国際捜査共助等に関する法律の準用規定
第10条	第2項	vii		
第50条	第3項	vii		
第50条	第4項	vii		
第50条	第7項	vii		
第50条	第8項	vii		
第52条	第2項	vii		国際捜査共助等に関する法律の準用規定

分野	4	通番	11
法律名	航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律(昭和四十五年法律百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第1条	第1項	vii	
第3条	第2項	vii	
第5条		vii	

分野	4	通番	12
法律名	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第16条	第2項	ア	
第16条	第3項	ア	
第17条	第1項	ア	
第18条		ア	
第21条	第1項	×	
第21条	第2項	×	
第21条	第3項	×	
第22条	第1項	×	
第22条	第4項	ア	
第23条		×	
第45条	第2項	ア	第192条第2項、第193条第6項、第195条第3項で準用
第48条	第5項	ア	第195条第3項で準用
第52条		ア	第198条で準用
第53条	第1項	ア	第198条、第226条第6項で準用
第54条	第1項	ア	第198条、第226条第6項で準用
第55条	第1項	ア	第198条で準用
第55条	第2項	ア	第198条、第226条第6項で準用
第55条	第3項	ア	第198条、第226条第6項で準用
第57条		ア	第204条で準用
第59条		ア	第204条で準用
第64条		ア	第204条で準用
第65条	第1項	ア	第204条で準用
第65条	第2項	ア	第204条で準用
第79条	第3項	ア	第214条第2項で準用
第79条	第4項	ア	第214条第2項で準用
第79条	第5項	ア	第214条第2項で準用
第79条	第6項	ア	第214条第2項で準用
第154条	第1項	ア	第190条第2項、第208条第2項で準用
第155条	第1項	ア	第190条第2項、第208条第2項で準用
第155条	第2項	ア	第190条第2項、第208条第2項で準用
第156条	第1項	ア	第190条第2項、第208条第2項で準用
第160条	第1項	ア	第229条第3項、第230条第3項、第231条第3項、第232条第3項で準用
第164条	第1項	ア	第231条第3項、第232条第3項で準用
第164条	第2項	ア	第231条第3項、第232条第3項で準用

分野	4	通番	12
法律名	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第164条	第4項	ア	第231条第3項、第232条第3項で準用
第166条	第3項	ア	第233条第2項、第234条第2項、第235条第2項で準用
第167条	第3項	ア	第234条第2項で準用
第171条		ア	第238条で準用
第172条		ア	第238条で準用
第173条		ア	第238条で準用
第175条		ア	第238条で準用
第180条	第1項	ア	
第180条	第2項	ア	
第181条	第2項	ア	
第182条	第1項	ア	
第182条	第3項	ア	
第183条		ア	
第184条		ア	
第186条	第1項	ア	
第187条		ア	
第188条	第1項	ア	
第188条	第2項	ア	
第189条		ア	
第192条	第1項	ア	
第193条	第1項	ア	
第193条	第2項	ア	
第193条	第3項	ア	
第193条	第5項	ア	
第193条	第7項	ア	準用規定
第194条	第1項	ア	
第194条	第2項	ア	
第196条		ア	
第197条		ア	
第200条	第1項	ア	
第200条	第2項	ア	
第201条	第1項	ウ	
第203条		ア	
第205条		ア	

分野	4	通番	12
法律名	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第206条		ア	
第207条	第2項	ア	
第211条	第1項	ア	
第211条	第2項	ア	
第212条	第2項		準用規定
第212条	第4項	ア	
第213条	第2項	ア	
第213条	第5項	ア	
第213条	第6項	ア	
第213条	第7項	ア	
第213条	第8項	ア	
第215条	第1項	√	
第216条		ア	
第217条	第1項	ア	
第218条	第1項	ア	
第218条	第3項	ア	
第220条	第1項	ア	
第220条	第2項	ア	
第220条	第3項	ア	
第220条	第6項	ア	
第221条		ア	
第222条	第1項	ア	
第222条	第3項	ア	
第224条	第2項	ア	
第225条	第2項	ア	
第226条	第1項	ア	
第226条	第2項	ア	
第226条	第3項	ア	
第226条	第4項	ア	
第226条	第5項	ア	
第226条	第7項	ア	
第228条	第1項	ア	
第228条	第2項	ア	
第228条	第3項	ア	
第229条	第3項	ア	行政不服審査法の準用

分野	4	通番	12
法律名	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第230条	第3項	ア	行政不服審査法の準用
第231条	第3項	ア	行政不服審査法の準用
第232条	第3項	ア	行政不服審査法の準用
第236条	第1項	ア	
第236条	第2項	ア	
第237条		ア	
第239条		ア	
第289条	第6項		準用規定
第289条	第7項		準用規定

分野	4	通番	13
法律名	更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第48条	第2項	×		
第48条	第3項	×		
第51条		×		第57条で準用

分野	4	通番	14
法律名	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第17条		×		
第24条	第5項	√		
第25条	第1項	√		
第49条	第1項	√		
第49条	第2項	√		
第82条	第2項	√		
第84条	第2項	iv	c	
第89条	第1項	√		
第92条	第2項	ア		
第93条	第2項	ア		
第99条	第3項	√		
第99条	第4項	√		
第99条	第5項	ア		
第105条		×		
第111条		√		

分野	4	通番	15
法律名	警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第38条	第2項	iii		
第42条	第1項	iii		
第55条	第2項	x		
第60条	第2項	v		
第61条の2	第2項			準用規定
第61条の2	第3項	iii iv	a	
第61条の3	第2項	iii iv	a	
第79条	第2項	ア		

分野	4	通番	16
法律名	警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第3項	ア	
第3条	第1項	√	
第3条	第2項	√	
第3条	第3項	ア	
第3条	第5項	ア	
第6条	第3項	ア	
第6条	第4項	ア	
第7条		√	

分野	4	通番	17
法律名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第1項	×		
第4条	第2項	×		
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	ア		
第7条の2	第2項			準用規定
第7条の3	第2項			準用規定
第9条	第2項	×		
第10条の2	第3項	ア		
第10条の2	第4項	ア		
第10条の2	第6項	×		
第20条	第10項			準用規定
第27条	第4項	ア		
第31条	第1項	×		
第31条	第2項	×		
第31条	第3項	×		
第31条の2	第4項	ア		
第31条の5	第3項			準用規定
第31条の6	第1項	iv	e	
第31条の6	第3項			準用規定
第31条の7	第2項			準用規定
第31条の9	第3項	×		
第31条の11	第1項	iv	e	
第31条の11	第3項			準用規定
第31条の12	第2項			準用規定
第31条の16	第1項	×		
第31条の16	第2項	×		
第31条の16	第3項	×		
第31条の17	第2項			準用規定
第31条の21	第1項	iv	e	
第31条の21	第3項			準用規定
第35条の4	第3項	iv	e	
第35条の4	第5項			準用規定
第37条	第3項	ア		
第38条の2	第2項	ア		
第41条	第1項	ア		

分野	4	通番	17
法律名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第41条	第2項	ア		
第41条	第3項	ア		
第41条	第4項	ア		
第41条の3	第1項	×		
第41条の3	第2項	iv	e	
第42条		iv	e	

分野	4	通番	18
法律名	古物営業法(昭和二十四年法律第百八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条		×		
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	ア		
第7条	第2項	iv	e	
第8条の2	第1項	×		
第8条の2	第2項	×		
第22条	第2項	ア		
第25条	第1項	ア		
第25条	第2項	ア		
第25条	第3項	ア		

分野	4	通番	19
法律名	質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	ア		
第3条	第3項	ア		
第7条	第2項	×		
第8条	第1項	ア		
第24条	第2項	ア		
第26条	第1項	ア		
第26条	第2項	ア		
第26条	第3項	ア		
第27条	第1項	iv	e	
第27条	第2項	iv	e	

分野	4	通番	20
法律名	警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	ア		
第7条	第2項	イ		
第7条	第3項	イ		
第11条	第2項	iv	e	
第22条	第2項	イ		
第22条	第3項	イ		
第22条	第4項	イ		
第23条	第1項	イ		
第23条	第2項	イ		
第23条	第4項	ア		
第23条	第5項			準用規定
第38条	第2項	ア		第47条第2項で準用
第42条	第2項	イ		
第42条	第3項			準用規定
第50条	第1項	ア		
第50条	第2項	ア		
第50条	第3項	ア		
第50条	第4項	ア		

分野	4	通番	21
法律名	探偵業の業務の適正化に関する法律(平成十八年法律第六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第3項	ア	
第13条	第2項	ア	

分野	4	通番	22
法律名	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	v	
第5条	第2項	v	
第5条の2	第1項	v	
第5条の2	第2項	v	
第5条の2	第3項	v	
第5条の2	第4項	v	
第5条の3	第1項	イ	
第5条の3	第2項	ア	
第5条の4	第1項	イ	
第5条の4	第2項	ア	
第6条	第2項	v	
第7条	第1項	ア	
第7条の3	第2項	v	
第8条	第7項	ア	
第8条	第8項	ア	
第8条	第10項	i	
第8条の2	第2項	ア	
第8条の2	第3項	ア	
第8条の2	第4項		準用規定
第9条の5	第2項	イ	
第9条の5	第3項	イ	
第9条の8	第3項	ア	
第9条の8	第4項	ア	
第9条の8	第5項		準用規定
第9条の10	第2項	イ	
第9条の10	第3項		準用規定
第9条の12	第2項	ア	
第9条の12	第3項	ア	
第10条の6	第3項	ア	
第10条の6	第4項	ア	
第11条	第7項	ア	
第11条	第8項	ア	
第11条	第9項	ア	
第11条	第10項		準用規定
第11条の2	第1項	ア	

分野	4	通番	22
法律名	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第11条の2	第2項	ア	
第11条の2	第3項	ア	
第11条の2	第4項	ア	
第11条の2	第5項		準用規定
第12条	第1項	ア	
第12条	第2項	ア	
第12条	第3項	ア	
第14条	第1項	√	
第14条	第3項	√	
第14条	第5項	×	
第15条	第1項	ア	
第15条	第3項	×	
第18条の2	第4項	×	
第24条	第3項	ア	
第24条の2	第3項		準用規定
第24条の2	第5項	ア	
第24条の2	第6項	ア	
第24条の2	第7項	ア	
第24条の2	第9項	ア	
第25条	第1項	ア	
第25条	第2項	ア	
第25条	第3項	ア	
第25条	第4項	ア	
第26条	第5項	ア	
第27条の2	第3項		準用規定

分野	4	通番	23
法律名	サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	v	

分野	4	通番	24
法律名	ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	ア		
第6条	第5項	ア		
第6条	第9項	v		
第7条	第1項	v		
第10条	第3項	iv	e	
第10条	第5項	iv	e	

分野	4	通番	25
法律名	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	v		
第4条	第1項	v		
第5条	第1項	ア		
第5条	第2項	ア		
第6条	第1項	v		
第6条	第5項	v		
第7条	第1項	x		
第7条	第3項	ア		
第7条	第4項	x		
第8条	第2項	v		
第8条	第3項	v		
第8条	第4項	v		
第8条	第6項	v		
第8条	第7項			準用規定
第12条の4	第2項	v		
第13条		v		
第14条	第1項	v		
第15条	第3項	v		
第15条	第4項	v		
第28条	第1項	v		
第33条	第2項	ア		
第34条	第1項	ア		
第34条	第2項	ア		
第35条	第3項	ア		
第35条	第4項	iv ア	e	
第35条	第5項			準用規定
第35条	第8項	ア		
第36条	第1項	v		
第36条	第3項	v		

分野	4	通番	26
法律名	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律(昭和三十六年法律第百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	√	
第3条	第2項	ア	
第3条	第3項	ア	
第3条	第4項	ア	
第5条	第1項	√	
第7条		√	

分野	4	通番	27
法律名	不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	×	

分野	4	通番	28
法律名	交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第17条	第2項	×	
第17条	第3項	×	
第25条	第1項	×	
第25条	第2項	×	
第25条	第3項	×	
第25条	第4項	×	
第25条	第5項	×	
第25条	第6項		準用規定
第26条	第1項	×	
第26条	第2項	×	
第26条	第3項	×	
第26条	第4項	×	
第26条	第5項	×	
第26条	第6項	×	
第26条	第7項		準用規定

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第3項	ア		
第22条の2	第2項	×		
第49条	第1項	×		
第51条	第6項	ア		
第51条	第7項	ア		
第51条	第8項	ア		
第51条	第9項	ア		
第51条	第10項	ア		
第51条	第16項	ア		
第51条	第17項	ア		
第51条	第21項	×		
第51条	第22項			準用規定
第51条の2	第1項	ア		
第51条の2	第3項	ア		
第51条の2	第5項	ア		
第51条の2	第6項	ア		
第51条の2	第7項	ア		
第51条の2	第8項	ア		
第51条の2	第9項	ア		
第51条の4	第4項	ア		
第51条の4	第5項	ア		
第51条の4	第6項	ア		
第51条の4	第12項	ア		
第51条の4	第13項	ア		
第51条の4	第16項	ア		
第51条の4	第17項	ア		
第51条の6	第1項	×		
第51条の8	第4項	iv	d	
第51条の8	第5項	ア		
第51条の8	第7項			準用規定
第51条の11	第2項	ア		
第51条の12	第1項	iv	d	
第51条の13	第1項	イ		
第58条	第1項	ア		
第58条の3	第2項	ア		

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第59条	第3項	ア	
第63条	第3項	ア	
第63条	第4項	√	
第63条	第6項	×	
第66条の2	第2項		準用規定
第72条の2	第2項	ア	
第72条の2	第3項		準用規定
第75条	第3項	×	
第75条	第4項	ア	
第75条	第5項	ア	
第75条	第6項	ア	
第75条	第7項	ア	
第75条	第9項	√	
第75条	第10項	√	
第75条の2	第3項		準用規定
第75条の8	第2項		準用規定
第77条	第2項	×	
第77条	第6項	ア	
第78条	第2項	×	
第78条	第3項	ア	
第79条		×	
第81条	第2項	ア	
第81条	第3項	ア	
第81条	第8項	イ	
第81条	第9項	ア	
第81条の2	第2項	ア	
第81条の2	第3項		準用規定
第82条	第2項	ア	
第82条	第3項		準用規定
第83条	第2項	ア	
第83条	第3項		準用規定
第88条	第1項	イ	
第88条	第2項	イ	
第89条	第2項	イ	
第90条	第1項	イ	

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第90条	第4項	ア		
第90条	第7項			準用規定
第90条	第9項	イ		
第90条	第10項	イ		
第90条	第11項	iv	e	
第90条	第14項			準用規定
第92条	第1項	イ		
第92条	第2項	イ		
第93条	第1項	イ		
第93条	第2項	イ		
第97条	第1項	イ		
第97条	第2項	イ		
第97条	第3項	イ		
第97条の2	第1項	イ		
第97条の3	第2項	イ		
第99条	第2項	iv	d	
第99条の2	第4項	イ		
第99条の3	第4項	イ		
第99条の6	第2項	ア		
第100条の2	第1項	イ		
第100条の2	第2項	イ		
第100条の2	第3項			準用規定
第100条の2	第4項	イ		
第100条の3	第1項	iv	e	
第100条の3	第2項	イ		
第100条の3	第3項			準用規定
第101条	第3項	イ		
第101条	第4項	イ		
第101条	第5項	イ		
第101条の2	第2項	イ		
第101条の2	第3項	イ		
第101条の2の2	第2項	イ		
第101条の2の2	第3項	iv	e	
第101条の2の2	第4項	iv	e	
第101条の2の2	第5項	イ		

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第101条の4	第2項	イ		
第101条の4	第3項	イ		
第102条	第1項	イ		
第102条	第2項	イ		
第102条	第3項	イ		
第102条	第6項	イ		
第103条	第3項	iv	e	
第103条	第4項	イ		
第103条	第5項			準用規定
第103条	第7項	イ		
第103条	第8項	イ		
第103条	第9項	iv	e	
第103条の2	第2項	ア		
第103条の2	第5項	iv	e	
第104条	第1項	ア		
第104条の2	第1項	ア		
第104条の2	第2項	ア		
第104条の2	第3項	ア		
第104条の2	第4項	ア		
第104条の2の2	第1項	イ		
第104条の2の2	第2項	イ		
第104条の2の2	第3項	iv	e	
第104条の2の2	第4項	v		
第104条の2の2	第5項			準用規定
第104条の2の2	第6項			準用規定
第104条の2の2	第7項	iv	e	
第104条の2の3	第3項			準用規定
第104条の2の3	第5項			準用規定
第104条の2の3	第6項			準用規定
第104条の3	第1項	ア		
第104条の3	第3項	イ		
第104条の3	第5項	イ		
第104条の4	第2項	イ		
第104条の4	第6項	ア		
第106条		x		

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第107条	第2項	イ		
第107条	第4項	イ		
第107条の4	第1項	イ		
第107条の5	第4項			準用規定
第107条の5	第6項	vii		
第107条の5	第7項			準用規定
第107条の5	第8項	イ		
第107条の5	第9項			準用規定
第107条の5	第10項			準用規定
第107条の5	第11項			準用規定
第107条の6		x		
第107条の7	第3項	vii		
第107条の10	第3項	vii		
第108条の2	第1項	v		
第108条の3	第1項	v		
第108条の3の2		v		
第108条の4	第2項	iv	d	
第108条の11	第1項	iv	d	
第108条の32の2	第2項	x		
第108条の34		x		
第109条	第1項	イ		
第109条	第3項	イ		
第109条	第5項	ア		
第110条の2	第1項	x		
第110条の2	第2項	x		
第110条の2	第3項	x		
第110条の2	第4項	x		
第110条の2	第5項	iv	e	
第110条の2	第6項	iv	e	
第110条の2	第7項	iv	e	
第111条	第3項	x		
第126条	第1項	ア		
第126条	第2項	x		
第126条	第4項	ア		
第127条	第1項	ア		

分野	4	通番	29
法律名	道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第127条	第2項	ア	
第127条	第3項	ア	
第129条	第4項	ア	

分野	4	通番	30
法律名	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第31条		iv	d	

分野	4	通番	31
法律名	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第1項	ア	
第7条	第2項		準用規定
第9条	第2項	ア	
第9条	第4項	×	
第9条	第5項	ア	
第10条	第1項	ア	
第10条	第2項	ア	
第10条	第3項	ア	
第10条	第4項	ア	
第13条	第2項	×	
第13条	第4項		準用規定

分野	4	通番	32
法律名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第2項	ア		
第5条	第3項	イ		
第5条	第4項	×		
第7条	第2項	×		
第8条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第21条	第3項	ア		
第22条	第1項	×		
第23条	第3項	×		
第24条	第2項	×		
第25条	第1項	iv	e	
第25条	第3項			準用規定

分野	4	通番	33
法律名	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第15条	第2項	×		
第33条	第1項	×		
第33条	第2項	×		
第33条	第3項	iv	e	
第33条	第5項	×		
第34条	第1項	iv	a	
第38条		v		
第43条		v		

分野	4	通番	34
法律名	消防法(昭和二十二年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第2項(後段に限る)	ア		
第3条	第3項			準用規定
第4条	第1項(ただし書に限る)	ア		
第4条	第2項	ア		
第4条	第3項	ア		
第4条	第4項	ア		
第4条の2	第2項			準用規定
第5条	第3項	v		
第5条の2	第2項			準用規定
第5条の3	第2項(後段に限る)	ア		
第5条の3	第3項	ア		
第5条の3	第4項			準用規定
第5条の3	第5項			準用規定
第7条	第2項	iv, v	e	
第8条	第5項			準用規定
第8条の2	第4項			準用規定
第8条の2の3	第3項	v		
第8条の2の3	第6項	v		
第8条の2の5	第4項			準用規定
第11条	第2項	v		
第11条	第7項	v		
第11条の4	第3項において準用する第11条第7項			準用規定
第11条の5	第3項	iv, v	e	
第11条の5	第4項	v		
第12条	第3項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第12条の2	第3項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第12条の3	第2項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第12条の4	第2項	v		
第12条の4	第3項	iv, v	e	
第13条の2	第3項	イ		
第13条の2	第6項	iv	e	
第13条の3	第3項	イ		

分野	4	通番	34
法律名	消防法(昭和二十二年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第13条の8	第1項	×		
第13条の8	第3項	iv	d	
第13条の16	第3項	ア		
第13条の19	第1項	iv	d	
第13条の19	第2項	×		
第13条の20	第1項	イ		
第13条の20	第3項	iv	d	
第13条の24	第2項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第14条の2	第2項	v		
第14条の2	第5項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第16条の3	第6項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第16条の5	第3項			準用規定
第16条の6	第2項において準用する第11条の5第4項			準用規定
第17条の4	第3項			準用規定
第17条の7	第1項	イ		
第17条の7	第2項			準用規定
第17条の8	第3項	イ		
第17条の9	第4項			準用規定
第20条	第2項	v		
第21条	第2項	v		
第22条	第2項	iv, v	e	
第23条の2	第2項(後段に限る)	iv	e	
第28条	第3項	iv, v	e	
第29条	第3項	i		
第31条		v		
第34条	第2項			準用規定
第35条	第2項	v		
第35条の3	第2項			準用規定
第35条の6	第2項	×		
第36条	第1項			準用規定
第36条	第7項			準用規定

分野	4	通番	35
法律名	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	a	
第3条		iv	a	
第4条		iv	a	
第7条	第2項	iv	a	
第8条	第3項	iv	a	
第8条	第4項			準用規定
第9条	第1項	iv	a	
第51条	第4項	iv	a	